

番号：

様式第六（規則第十六条、第十六の二、第九十九条、第百条、第百七十四条、第百七十六条関係）

変 更 届 書

業 務 等 の 種 別			
許 可 番 号 及 び 年 月 日		神保第 号 年 月 日	
薬局、主たる機能 を有する事務 所、製造所、 店舗、営業所 又は事業所	(ふりが		
	名 称		
	所 在 地	〒 区 神戸市 区 TEL () ー	
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考		・変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に ☐ 該当・ ☐ 非該当 ふ り が な 申請担当者 TEL () ー 届出等に用いる電子メールアドレス：	

上記により、変更の届出をします。また、資格関係書類等の写しを添付している場合は原本と相違ないことを誓約します。

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒 ー

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

法人番号 _____

TEL () ー

神戸市保健所長 あて

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業、薬局製造販売医薬品の製造業、店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業(指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業又は貸与業を除く。)、指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しくは貸与業(補聴器、家庭用電気治療器又はプログラム管理医療機器以外の特定管理医療機器を販売又は貸与する場合に限る。)、補聴器、家庭用電気治療器若しくはプログラム管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、管理医療機器(特定管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業の別を記載すること。
- 4 保健所を設置する市の市長に提出する場合にあつては正本 1 通を提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売業又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。
- 6 略
- 7 管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、営業所管理者の変更の場合は、変更後の営業所管理者が薬剤師以外の者であるときはその者が第 154 条各号のいずれに該当するかを、(略)高度管理医療機器等営業管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業管理者が第 162 条第 1 項から第 4 項までの各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営業管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業管理者等が第 175 条第 1 項各号のいずれに該当するかを(略)変更後欄に付記すること。
(薬局にあつては様式 4－2、店舗販売業にあつては様式 7－2 を添付すること。その他の場合 は管理者の氏名・よみがな・住所を届出書に記載すること。)
- 8 略
- 9 管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
(薬局にあつては様式 4－2、店舗販売業にあつては様式 7－2 を添付すること。)
- 10 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第 5 条第 3 号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。
- 11 略

(その他)

- ・新たに特定管理医療機器販売等を行う場合であつて、薬剤師以外の者を管理者とする場合は、変更届に記載するとともに、資格を証明するものと写しを提出すること。
- ・特定管理医療機器の販売等を廃止した場合は、引き続き取扱う管理医療機器の品目(家庭用等)を記載すること。管理医療機器販売業・貸与業自体を廃止した場合は、「兼営事業の種類」の変更届を提出すること。